

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和5年3月10日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	篠 原 峰 子 君
3 番	井 戸 清 司 君	4 番	杉 本 一 彦 君
5 番	重 岡 秀 子 君	6 番	石 島 茂 雄 君

○欠 員 1名

○出席議員 10名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	副議長	大 川 勝 弘 君
議 員	仲 田 佳 正 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	田久保 眞 紀 君	〃	浅 田 良 弘 君
〃	佐 藤 龍 彦 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	長 沢 正 君	〃	中 島 弘 道 君

○説明のため出席した者 24名

副 市 長	中 村 一 人 君
企 画 部 長	杉 本 仁 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 課 長	小 川 真 弘 君
同 情 報 政 策 課 長	富 岡 勝 君
危機管理部長兼危機管理監	近 持 剛 史 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	浜 野 義 則 君
総務部庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	木 村 光 男 君
同 課 税 課 長	小 川 直 克 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君
市 民 部 市 民 課 長	大 川 雄 司 君
同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君

同健康推進課長	大川貴生君
観光経済部長	西川豪紀君
建設部長	石井裕介君
会計管理者兼会計課長	鈴木恵美子君
上下水道部長	鈴木正治君
教育委員会事務局教育部長	岸弘美君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相澤和夫君
監査委員事務局長	稲葉育子君

○出席議会事務局職員 3名

局長 富士一成	局長補佐 森田洋一
係長 鈴木綾子	

○会議に付した事件

- 1 市議第36号 伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 2 市議第37号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 3 市議第38号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 4 市議第42号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 5 市議第43号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 市議第64号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例
- 7 市議第56号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 8 市議第57号 令和5年度伊東市土地取得特別会計予算
- 9 市議第58号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 10 市議第60号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 11 市議第54号 令和5年度伊東市一般会計予算所管部分
- 12 令和5年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了してい

るので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第36号 伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）まず報酬等審議会であるが、改定ルールの策定で特別職の報酬等の額について答申の中に審議会は2年ごとにやったほうがいいとかいう意見もあって、大分間が空いてしまったのか。審議会の再開経過について確認したい。

○秘書課長（小川真弘君）平成30年度の審議会において、特別職の活動は分かりにくく、具体的な内容や活動状況もあり、2年ごとに開くようにという附帯意見があり、付言された。それにより2年に一度というところもあったが、昨今のコロナ禍において令和2年度、3年度と開催を見送った経過がある。したがって、令和4年度になって再び開催できるような状況になったので再開した。

○5番（重岡秀子君）分かった。私は議員になって19年であるが、18年前だから、選挙がある前年に5%報酬をカットした。なぜそのときは5%という1万円よりも多い報酬カットがあったのか、分かれば教えてほしい。

○秘書課長（小川真弘君）当時の記憶になるが、当時職員全体の給料を5%カットするようといった国の給与構造改革の中で、職員の給与を5%程度下げた経過がある。その際、議会側も議員の発議と記憶しているが、5%カット、当時37万円だったものを35万1,000円、副議長は40万円だったものが38万円、議長は43万5,000円の5%カットという形で財政負担を減らした。

○5番（重岡秀子君）議員の報酬は基準が非常に決めにくいと思う。報酬等審議会もたくさんの資料を使い、3日間もかけて検討し、非常に慎重に審議していただいたと思うが、伊東市はこれで県内14番から15番ぐらいになる。ただ、県内市といっても大分規模が違う。例えば熱海などは人口は少ないが、東京圏に近く議員報酬は私たちより高い。三島なども40万円ぐらいである。そうすると、まちの規模でも測れないし、非常に曖昧な基準で議員報酬は決まっていると思うが、少し経済社会活動の正常化が進む中で景気が持ち直していくこと前提でこれを

決めたと思う。いろいろ物価高騰などに伴う税収の影響も出ているので、提案されたのはうれ
しいが、この辺は考えなければいけないところだったのではないか。その辺を鑑みた検討はさ
れたのか。

○**秘書課長**（小川真弘君）確かに答申では、いつから上げるようにという具体的な意見の明示は
「市民の理解を得られるものとなるよう改定の時期について配慮を求める」と述べられている。
私ども市長も交えて検討したが、このあたりについてはすぐの改定ではなく、新任期を待つて
の改定という形を出した。その点で一定の配慮はしたものとする。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）私は本議案には反対する。理由は、答申の中に、本市は、人口規模が小さ
いこともあって、政務活動費がないことは考慮しなければいけないことだと思うが、先ほど課
長が話された改定の時期は「市民の理解を得られるものとなるよう改定の時期について配慮を
求めるとともに」という一言もある。私が反対を決めたのは、下水道の30%の値上げを、告
示の後でなく、本会議が始まってから撤回したという伊東市議会の中でも歴史に残るような議
案の撤回をしたときであり、それだけ市民の経済状態が大変だと言っているときなので、私は
議員報酬の値上げの的確なタイミングではないと思う。この間、ずっと燃料費の高騰が補正予
算の中にも出ていたし、物価の高騰はこの4月に5,000種類ぐらい上がるような報道もあ
る中、下水道の議案の取下げをしながら、一方で、10月からとはいえ、このタイミングで議
員報酬を上げるのは一貫性がないのではないかと思い、反対する。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第36号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手
を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第2、市議第37号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正
する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 5番（重岡秀子君）まず、前提として、参考書8ページの改正の概要にある、職員以外の者に退職手当を支給する要件のうち、1か月における必要な勤務日数についての要件を緩和するのが1つである。職員以外の者となると会計年度任用職員のことではないかと思うが、それでいいか。職員だったら、その月に何日働くかに関わりなく給料は出ているが、会計年度任用職員も基本的にはそうではないかと思う。なぜ18日では駄目だとか、そういう日にちに緩和を持たせることになったのか。その辺がすっきりしない。会計年度任用職員は、伊東市の場合、かなりフルタイム、正規職員と同じように働いていると聞いたことがあるが、それでも週5日の月20日ではなく、微妙な日数で働いている方がいるのか。その辺をお聞きしたい。
- 秘書課長（小川真弘君）第2条第2項で言う職員以外の者とは、ご指摘のとおり、会計年度任用職員のフルタイムが想定される。あと、フルタイムで日数を減らして働いている職員がいると考える。みなし18日の緩和についての目的というか、趣旨は、いろいろ調べてはみたが、国から具体的に示されたものが見つからなかった。基本的には雇用保険の要件を緩和する形でみなし18日としたようなので、条例も同じように合わせたものである。
- 5番（重岡秀子君）改定の元になる制度であるが、会計年度任用職員は1年ごとの契約である。職員と同じような日数働いている会計年度任用職員は、これには直接関係ないかもしれないが、1年間でも退職金はもらえるのか、何かほかの規定はあるのか。
- 秘書課長（小川真弘君）一番最初に18日以上とあり、それが12か月以上、フルタイムで働いていただければ原則退職金が出ると考える。
- 5番（重岡秀子君）分かった。1については大体分かったが、改正の概要の2番目の「雇用保険法における基本手当に相当する退職手当の受給資格者に対する手当の給付期間について、事業を開始した場合等」というのは、途中で退職して自分の仕事を始めるとか、そういうことになるのか。「事業を開始した」という言葉がちょっと分からない。
- 秘書課長（小川真弘君）退職した後に事業をした者であるが、規則で定める種類は特に定めていないので、具体的なものはない。
- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
- これより討論に入る。発言を許す。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
- これより採決する。市議第37号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第38号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）早期退職者の退職手当についてだと思うが、大綱質疑で、なぜ早期退職するとういう割増しがされるのかという質疑があったが、改正の概要の(1)に59歳で早期退職する職員の場合だけ、2%から3%にすると書いてある。伊東市役所でも59歳でなく、58歳とか、57歳とかで退職する方はいると思う。59歳のことだけを書いてあるので、じゃ、58歳とか57歳の場合には国家公務員と同じように3%だったのか。

○秘書課長（小川真弘君）3%掛ける60歳までに残っているというか、早く退職する年数というように形で計算はあったが、59歳の1年の時点で2%となっていた。これを国の制度設計に合わせ、59歳でも3%にしたという改正である。

○5番（重岡秀子君）あまり大きな意味がないというか、結局、伊東市は、たった1年間だけの早期退職だったら2%でもいいのではないかという考え方だったのか。それを国に合わせて、そう大きな金額にもならないから、この際、合わせようかということでもいいと思うが、国からの指導があったのか。

○秘書課長（小川真弘君）本来12月でここを一律3%に改正するのが正しいやり方だったのかもしれないが、この部分は実は漏らしてしまっていた。申し訳ない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第38号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第42号、伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条

例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第42号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第43号、伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第43号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市議第64号、伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは、今まで延長されてきた国保の傷病手当が5月7日までは延長されるが、それ以降は制度そのものを廃止するという条例だと思う。まず、1ページの附則第2条中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改めるという下に「支給対象適用開始日が属する場合のこの条例による廃止前の」と書いてあるが、5月7日前に申請した場合となる

のか。傷病手当は複雑で、病気にかかってから最初の3日間か4日間だけは傷病手当の対象にならない。支給対象適用開始日をどのように理解したらよいか。制度が廃止される境目のあたりのことを詳しく教えてほしい。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）令和5年5月7日までに傷病手当をもらえる状態になっていることが要件なので、保険の給付は時効が2年あるので、当然今でも3年とか4年たっていて、申請していなかった方もいらっしゃる。極端なことを言うと、令和5年5月にももらえる状態になっていたりすると、令和7年5月に時効となるので、その間は給付できるような形になると考えている。

○**5番**（重岡秀子君）分かった。では、申請が遅れても、時効があるので、その辺はいろいろ細かく相談してということになると思うが、コロナ感染症を2類から5類に変えるという5月8日を期限として、ちょうどゴールデンウィークが終わったあたりで2類が5類になるようなことは、ちゃんとした決定は今日あたりみたいなニュースがあった。そういう方向の中で出されてきたと思うが、マスクをしなくていいとか、ウィズコロナの生活様式でいいというようなことはよいが、国としては医療に滞りがないようにということも言っていたが、実はもう医療費なども一部自己負担になるとか、入院は半分とかいうような案が出されている。国保では傷病手当以外に国から医療費についての通達は何か来ているのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）現在のところはない。

○**5番**（重岡秀子君）分かればよいが、コロナは下火と言っているが、この間、伊東市の状況はまだ完全に収束したわけではないと思う。ここ1か月ぐらいのコロナの感染状況……。

○**委員長**（杉本一彦君）重岡委員、あまり議題から外れないようによろしくお願いいたします。

○**5番**（重岡秀子君）傷病手当は、ごく一部の自治体だと思うが、かつて国の制度に倣わなくてもやっていたり、国保による傷病手当というのは市でもやれる範疇、参酌できるのかどうか聞きたい。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）傷病手当金については、国民健康保険法で、任意給付として市町村が条例をつくることによって行うことができると記載されているので、そのような形で行っている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**5番**（重岡秀子君）私は、傷病手当を5月7日までで廃止については反対したい。確かに経済活動を考えて2類から5類と言っているが、本当に収まり切ったわけではないかもしれず、伊

東市内の医者の中にも、コロナの波が今は山が下がっているが、もしかしたら5月の連休の頃に新しい感染症のウイルスの型が生まれたり、また山が来るかもしれないと予想されている方もいる。例えば市民病院のように、ベッドを確保されていたところに出されている補助金とかそういうものも打ち切られる方向で、診療報酬も、今までコロナ対応をしていた病院には加算されてきたが、それも打ち切られる中で、傷病手当も打ち切られるという内容なので、これは伊東市の責任ではないが、2類から5類にするに当たって、国は医療に支障がないようにと言っていたのにこういうことを早々とやる、もう少し余裕をもってほしかったということで、この条例には反対したい。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第64号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第56号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）5ページの歳入であるが、加入者の数が減っているということで、4,502万6,000円の減額になっている。高齢化で後期へ移行したりということを説明されているが、結構大きい金額なので、この説明をお願いしたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）1つは、今、団塊の世代が75歳になって、今年は昭和23年生まれの方が75歳になっているということで人数が減っている。あと、昨年10月から社会保険の適用の拡大によって社会保険に移られる方があったので、国保の被保険者数が減っている状態である。

○5番（重岡秀子君）8ページ、県の支出金で、この間、補正予算で保険者努力支援分がマイナス計上になっていたが、改めて、3,687万2,000円ということでかなり大きな県からの補助金になると思うが、どういう基準でこれが算出されるのかを教えてください。

○保険年金課長（肥田耕次君）特定健診等の割合が一定以上いくと、プラスになる部分があり、それ以外に、細かいことを言うと、取組の評価と、特定健診の未受診者の対策を行う事業に対して、いわゆる健康推進課で行っている保健事業に関して計上している。令和2年5月に、国

民健康保険の給付に関するガイドラインを厚生労働省が出しているが、その基準に基づいて計上しているものである。

- **5番**（重岡秀子君）本市の特定健診受診率は県下でもかなりいいと聞いたが、最近はどうか。
- **健康推進課長**（大川貴生君）特定健診の受診率について、法定報告の数値になるが、令和3年度の受診率は42.2%である。県内23市の中では7番目の受診率であるが、コロナ禍の中で、受診率としては、コロナ前に比べて落ちている傾向がある。受診勧奨も積極的にできる状況になってきているので、今後については受診率を上げるような努力をしながら、コロナ前に戻し、さらに、そこから目標に向けて増やしていくような努力は継続して進めたいと考える。
- **5番**（重岡秀子君）承知した。特定健診を受けなくても、個人的に病院で受けたり、人間ドッグで血液検査とかを、私も血圧の薬をもらっているためにかなり義務的に病院が受けさせるとい状況があるが、そういう個人病院で受けたものも市に報告するように手紙が来るが、それも努力されていることの一つだと思う。結構丁寧に行われているようだが、その辺の取組はどうか。
- **健康推進課長**（大川貴生君）市で実施している特定健診を受診した方以外で、個人的に人間ドッグを受診したり、別の健診を個人的に受けている方で、特定健診の項目が満たされている健診に関しては、読替えをして特定健診の受診率に反映させることができる。それについては、市内の方でも、市の健診以外で受けている方もいるので、そういう方々には通知をして結果提供を求めている。結果を提供いただいたものを特定健診に反映させて受診率に含めるような取組をしながら、実際に市の健診で受けようが、ほかの健診で受けていただくが、まずは個人の健康を意識していただくことについては変わらないので、そういう形で、何かしら自分の健康に関心を持つような取組を進めている。
- **5番**（重岡秀子君）9ページ、10ページで、今後、ほかのまちなどで国保料が結構値上げになっているところがあるということで、一般会計の繰入金とか基金繰入金などがちょっと気になる。この予算では、一般会計の繰入金は変わらないということで、ただ、基金の繰入れが1,525万9,000円ということで前年度より上がっているが、これは給付費の穴埋めみたいな感じだと思うが、一般会計からは繰り入れていないが、基金を繰り入れている主な要因を教えてください。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）国民健康保険事業納付金という県に払うものがあるが、その中で、介護分と後期分が毎年じわじわと増えている。その不足分について税率改正はしないで、不足が少し生じているところを基金で埋めている状態である。
- **5番**（重岡秀子君）10ページで、一般会計からの繰入金で、これも補正にあったが、未就学児均等割保険税繰入金ということで、均等割が、赤ちゃんも大人と同じように出すのは不合理

ではないかということで、未就学児の分については、これを見ると一般会計から出されているのかと思ったが、全額そうなのか、何人ぐらいがこの対象になっているか。

- 保険年金課長**（肥田耕次君）まず、未就学児の繰入金に関しては、従前からある基盤安定と同じ仕組みになっており、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形で財政負担をして国保に繰り入れることになっている。

未就学児は337人ぐらい、未就学児でも7割、5割、2割の軽減の方もいるので、最終的に7割が90人ぐらい、5割が51人ぐらい、2割の軽減をされている方が43人という形で計算している。

- 5番**（重岡秀子君）12ページ、諸収入のところ、延滞金加算金ところで、医療給付費分延滞金が500万円計上されているが、多分、前年に保険料未納の方が、これぐらい納めてくれるのではないかということだと思うが、この辺の状況というか、未納が増えているのかどうか、その辺について伺う。

- 保険年金課長**（肥田耕次君）そちらに関しては収納課が非常に努力しており、議場でも申し上げたが、この数年、収納率は毎年上昇している。そうすると、滞納繰越しになる分が減るので、そのような形で現状は進んでいる。

- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第56号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長**（杉本一彦君）日程第8、市議第57号 令和5年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

- 5番**（重岡秀子君）7ページ、公共用地先行取得費が3,100万円減額になっているが、これは終わったということで、駅前土地でよかったかということを確認したい。

あと、最後の9ページに、公共用地先行取得債の残高が出ているが、これはマンダリンの土

地を買った図書館用地だと思うが、これでいくとあと2年ぐらいで終わるという計算か。

- 財政課長**（木村光男君）まず、歳出の予算がなくなっている公共用地先行取得費に関しては、委員お見込みのとおり、令和4年度取得した駅前の土地に係る費用である。

9ページの市債の残高に関するものの当該年度末現在高、一番右の部分であるが、5,125万円となっているが、令和5年度末において残り2年であるので、最後に終わるのは令和7年となる。

- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第57号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長**（杉本一彦君）日程第9、市議第58号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

- 5番**（重岡秀子君）5ページ、6ページで、説明では、墓所使用料が7区画分、墓所管理料が30人分と聞いたが、それでいいか。その中には、新しい合葬墓は関係ないのか。

- 市民課長**（大川雄司君）歳入における使用料と管理料についてだと思うが、使用料については、今回合葬墓の募集も始まるので、その分も合わせたものを計上している。管理料については、これまで既に使用が決まっている方の分の使用料ということで計上している。合葬墓については、歳入の中では使用料のところでは30人を見込んで計上している。

- 5番**（重岡秀子君）ホームページを見たが、このことについてはまだ何も出ていなかった。その辺は、今年は市民に知らせて募集するということか。

- 市民課長**（大川雄司君）合葬墓の今後のスケジュールであるが、令和5年度予算が成立したタイミングを見計らい、速やかに市民の方には募集等の仕方、時期等を説明したいと考えている。

- 3番**（井戸清司君）霊園事業費の中で、合葬式墓地管理委託料で、合葬式墓地の管理運営を伊東市振興公社に委託するというので、180万円取ってあるが、実際の合葬墓の運営のやり

方は折衝しているのか。

- 市民課長**（大川雄司君）実際の管理を任せている伊東市振興公社の担当、または担当部署の責任者と話をし、実際のやり方については詰めていて、説明するためのしおりの作成等についても、十分連携を取り、確認し合いながら作成している。
- 3番**（井戸清司君）そうすると、問題になっていた骨つぼをどうするかという話と、納骨のときはどういう形でやるかというところまではまだ詰まっていない、これから詰めていくということか。
- 市民課長**（大川雄司君）あらかじめ決まっている。実際に納骨する際には納骨袋に入れて渡してもらい、それを公社の担当が時期を見て納骨するというので、立会いはしてもらわない形である。骨つぼについては、これから葬祭業者とも話をしながら、引取りができるところはこういうところがあるとか、廃棄する場合にはこういう形をお願いするとか、そういう細かい説明をできるような体制にしながら、きちんとした形で臨みたいと考えている。
- 3番**（井戸清司君）そうすると、委託事業として180万円取っているが、今の話だと、家族は納骨の時点で立ち会えないという話である。それは常識的にどうなのか。管理委託料で、もう少し値段を上げるなら上げて、常識的に考えれば公社にそこまで対応してもらうべきではないか。焼骨しましたとお骨を袋に入れて公社に預けた先は、家族は何も見られないというのが今の話だと思うが、それはどうなのか。管理委託料をしっかりと上げるなら上げる中で、この部分はちゃんと出しますという中で公社とやっていかないと、普通、人の感情的に考えたらそれはおかしくないか。管理委託料を上げて、しっかりとこの部分に対応するという事業運営にするべきだと思うが、どうか。
- 市民課長**（大川雄司君）今回の決定については、私どもも初めて合葬式墓地をつくるということで、この点について、他市町等いろいろ含めて調査したところである。そういう中で、実際の立会いについては行っていないところが多数であったこと、その際には、お別れを家でしてもらい、こちらに渡していただくことで運営していると話を聞いたので、その方向でやっていきたいと判断したところである。

また、やっていく中で、実際にそういう方法ではなじまないということがあれば、もちろん検討するつもりはあるが、始めるに当たっては、今回、納骨袋に入れたものを預かる形で、振興公社も費用的な問題でこれができないという話でもなかったもので、今回はそういう運営方法にしたいと考える。

- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第58号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第10、市議第60号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第60号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）10分ほど休憩する。

午前10時52分休憩

午前11時 2分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（杉本一彦君）日程第11、市議第54号 令和5年度伊東市一般会計予算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は53ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費、第18目コミュニティ振興費及び第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は57ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）事項別明細書74ページ、ふるさと伊東応援寄附金返礼事業であるが、大綱でP a y P a y 商品券という表現が出てきた。たしか泉佐野市がアマゾンの商品券で総務省から目をつけられたと思うので、多分P a y P a y の物理カードではないと思う。かつ、多分、伊東市にふるさと納税をするということは、P a y P a y が伊東市でしか使えない状況にならないといけないと思うが、そういう解釈でいいのか。

○企画課長（菊地貴臣君）P a y P a y 商品券の概要であるが、利用可能な加盟店が市内の宿泊施設や飲食店をはじめとしたもので、市内の店舗でしか使えない形式になっているので、以前問題になった市とはちょっと違う形態になっている。

○1番（青木敬博君）もともと伊東市は旅行券と相性がすごくいいし、伊東市しか使えないということであれば、例えばマリンタウンで今行っているものは、ふるさと納税をマリンタウンにもらって、紙の物理チケットを発行している。そうすると、参加店を集める手間や紙のカードを発行する手間とかがあるから、このマリンタウンでやっているものをP a y P a y に置き換えるという考え方もあると思う。マリンタウンはマリンタウンでやって、さらにP a y P a y はP a y P a y で、ただネットだけでやる感じなのか。

○企画課長（菊地貴臣君）マリンタウンで行っているふるさと納税については、考え方によってはポータルサイトのほうに支払う手数料が市内に落ちるメリットがあると思うので、このまま継続していきたいと考えている。また、P a y P a y 商品券については、かなり使える店舗も多いとのことなので、それはそれでまた別の意味合いで、本市にとってかなり有効な施策であると思うので、両方並立させた上で継続していきたいと考えている。

○1番（青木敬博君）P a y P a y はすごくいいと思う。ぜひうまくいくといい。

76ページの移住定住促進事業であるが、3つぐらい聞きたいことがある。移住就業支援事業補助金で、首都圏の人が移住してくると、単身で60万円、複数世帯が100万円で、今回、大綱ではやっぱり18歳未満を帯同すると30万円のところが100万円になるとの話であった。令和4年度12月補正で移住就業支援事業で伊東市はテレワークが多いとの話であった。テレワークで移住する人は、家族連れのイメージがあまりないが、実際のところはどうか。テレワークで来ているけれども、家族連れで来ているのか、それとも単身が多いのか。

○企画課長（菊地貴臣君）現時点、令和4年度の見込であるが、23件補助をしているが、子育て

て世帯の加算を取っている世帯は1件もない。23件中、テレワークが21件、就業によるものが2件となっている。

○1番（青木敬博君）テレワークが多いということである。大綱で、理事が上半期、移住してきた人のゼロ歳から20歳が7人と言っていた。7人は、テレワークの人についてきた7人なのか、それとも、この制度は使っていないかもしれないが、どこについてきた7人なのか、ちょっと気になったので伺いたい。

○企画課長（菊地貴臣君）テレワークの21件については、いずれも子育て加算を取っている世帯はないので、单身もしくは夫婦での移住になっている。

○1番（青木敬博君）そうすると、ゼロ歳から20歳の7人は、もしかしたら、「はじめよう伊東新生活」のほうの可能性もあるのかと思う。

もう一つ確認したいのが、移住就業支援事業補助金は起業もオーケーである。そうすると、起業支援で産業課がやっている空き店舗対策事業と組み合わせるとかなりお得に開業できるのではないか。これは一緒に使えるものなのか。

○企画課長（菊地貴臣君）産業課の行っている起業支援は、こちらの補助制度とは別のメニューになっている。こちらの起業に関する要件については、県が実施する地域創生起業支援事業に当たる起業支援金の交付決定を受けたものとなっているので、市の起業のメニューとは別のものとなっている。

○1番（青木敬博君）別だから一緒に使えないとの解釈ということで、分かった。

次に、移住定住促進空き家改修支援事業補助金であるが、移住用の建物を100万円以上リフォームしたら30万円出す。令和3年度の予算の委員会では制度設計が決まっていなくて、そのときに、リフォームした段階だと、そこに誰が入るか分からないから、移住者ではなくても入りたいという人がいたらどうするのかとの質疑をしたと思う。今回、大綱では、やはり定額で10万円を出す、改修後、移住者の入居実績を確認して20万円出すとの答弁があった。では、最初の定額で10万円とは、リフォームして誰が入るかまだ分からない段階で、移住者ではなくても、リフォームが終わった段階で10万円払うという考え方でいいか。

○企画課長（菊地貴臣君）必ずしも移住者が入れなければ10万円をお支払いできないということではなくて、予定ということで申請してもらえれば補助対象となることになっている。

○1番（青木敬博君）予定で補助対象にして、実際、市内の人が入ってしまったら10万円を返さなければいけないのか。

○企画課長（菊地貴臣君）返還の必要はない。

○1番（青木敬博君）移住者住宅資金貸付金利子補給であるが、これも制度としてはすごくいいと思うが、周知の方法をどうやるのか伺いたい。簡単に言うと、チラシをつくるとかになると

思うが、伊東に移住させる動機で使うのであれば、有楽町のふるさと回帰支援センターとかに多分チラシを置くのかなとか、あと、家を買うという人は多分不動産屋か銀行に行くから、不動産屋とか銀行にチラシを置いてもらうのか。この周知の方法を今どう考えているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）周知の方法であるが、今、移住者の意向を聞いていると、移住定住サイト、この間伊東市で作成した移住に特化したホームページを御覧になって来る方が多い。ほかの支援メニューとともにこちらのメニューについても掲載すると同時に、紙ベースのものとしては、委員言われたように、有楽町の移住相談センターや、あと、金融機関にもチラシを配架するようにこれから話をしていきたいと思う。

○**1番**（青木敬博君）最後、意見になってしまうが、移住定住政策は、幾つもあって、自分たち議員でも何があったとすばっと出てこない。移住してくる人たちでも同じようなことだと思うので、分かりやすい、例えばフローチャートみたいなものがあると思うが、東京23区のこの辺に住んでいますか、はい、いいえ、住んでいません、住んでいる。住んでいるといったときには医療関係者ですかとか、「はじめよう伊東新生活」の対象の人たちですか、イエス、そうしたら、伊東は何万円出ますよ、ノーだったら違うと。何かもう少しお客さん、移住者だからお客さんではないが、お客さんが分かりやすいような対応を取っていただければ、もうちょっと移住がスムーズに行くのではないかと、最後に意見を申し上げて終わる。

○**2番**（篠原峰子君）予算案説明書の64ページ、SDGs推進事業補助金について、令和4年度、今のところの件数とか交付額について聞かせてほしい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）SDGs推進事業の現在の実績であるが、2つメニューがあり、推進事業のほうは25件、市民の方を対象とした講演会、研究会等を行う普及啓発事業は4件となっている。

○**2番**（篠原峰子君）昨年度の予算の説明のときに、魅力あるまちづくり事業補助金に行く行くはこのSDGs推進事業の補助金に組み替えるような説明があったかと思う。このまちづくり事業は、自治会の防犯灯やLEDの改修を中心にやっていると思うが、この振り替える予定は今後どのような感じなのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）従来の魅力あるまちづくり事業補助金の中で、市民活動団体に対する助成も行っていたが、その部分について、令和4年度からSDGs推進事業補助金として衣替えをして、市民活動が行うSDGsに資するような事業に対する補助を行うことと、市民の皆さんに対するSDGsに関する普及啓発を行っていただくような、先ほど申したような講演会やイベント等を開催していただけるような市民活動団体に対して新たに補助メニューを設けて今回実施している。従来の魅力あるまちづくり事業補助金から振り替えた部分と、新たにSDGsを推進していくための普及啓発を進める事業との2本立てということで、令和4年度から

衣替えしたものである。防犯灯の設置事業や分譲地に近い行政区が実施する事業については引き続き秘書課で魅力あるまちづくり事業として実施をしているところである。

- **2番**（篠原峰子君）市民団体に対して本年度4件とのことであったが、この事業は、イベントを開催する方とか団体にとってはすごくいい補助金だと思う。利用する方の声も聞く中で、口づてでこういう事業に補助金が出るよというので申し込んでいる方は聞くが、広く知らせる、広報するような手だては今どんな感じで進めているのか。
- **企画課長**（菊地貴臣君）周知する方法であるが、市民活動団体としてこちらが認識している団体については、メールマガジンや、補助金申請のマニュアル、その辺を送ったりしている。あと、市民活動団体の方を対象とする講演会だとか、あと、交流会、別のメニューでやっているが、その中でもこの事業も含めた助成金のメニューも随時紹介しているので、ちょっと周知が足りないのかもしれないが、今後もより多くの方に利用していただけるように周知に努めていきたいと考えている。
- **2番**（篠原峰子君）66ページのコミュニティエフエム放送局設備維持管理委託料、予算のほうの背景を教えてほしい。
- **秘書課長**（小川真弘君）コミュニティエフエムの施設維持管理事業、令和4年度の保守については、令和3年度の工事請負契約を長期間でやったため、この範囲内で終了したので、令和5年度から保守等に係る費用を計上している。例えば、送信所の保守であったり、予備送信所、あるいは中継局の保守といったものが改めて追加される形になった。
- **2番**（篠原峰子君）続いて、74ページ、サテライトオフィス等推進事業補助金とコワーキングスペース整備事業補助金について、令和4年度の利用状況を教えてほしい。
- **企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス等推進事業補助金については、今年度は補助実績がない。コワーキングスペース整備事業補助金については、当初1か所の整備ということで予算を上げていたが、2か所、2者から申請があったので、予算をうまく活用して、こちらは2件補助をする予定としている。
- **2番**（篠原峰子君）今後の展開とか、この周知、広報の仕方をどんな感じでしているのか。
- **企画課長**（菊地貴臣君）コロナ禍を経過して、オフィスを設置するよりも、コワーキングスペースのほうが需要が多いかとも捉えている。ただ、一方で、県でもサテライトオフィス等の設置に対する補助をかなり積極的に進めており、本市としてもその取組に関わっているが、県の補助と市の補助をどのように整理をつけるかも含めて、県とも協議を進める中で、市の持っている補助金のメニューをより使っていただけるような形で調整を図っていきたいと考えている。
- **2番**（篠原峰子君）76ページの移住定住促進事業について、先ほど青木委員が聞いたが、移住定住促進空き家改修支援事業補助金について、令和4年は利用がなかったとのことであるが、

今後、その中身の見直しは何か検討はするのか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）周知については、今後、さらに不動産事業者等にこういう制度があると知らせる中で、利用していただくように努めていきたい。制度の見直しについては、今年度から始まった事業なので、数年間はそのままやらせてもらい、利用があまりにもないようであれば、より使われるようなメニューに衣替えできないか、今後研究していきたいと考えている。
- 2番**（篠原峰子君）中身の確認であるが、改修後、移住者が入居した場合に20万円追加の補助とのことで、例えば住所を移すというか、民泊として利用したり、別荘として利用したりという場合はどうなるのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）リフォームの補助については、100万円以上の改修をした場合に10万円であり、その後の20万円の話かと思うが、そちらについては、支給要件として、補助をした住宅を居住地として住民登録を行うこと、その住民登録地は転入時から一貫して改修した空き家であること、移住者が本市に住民登録を行った日から3か月以上1年以内に20万円を請求してもらうこととなっているので、そちらを住居として住民票を移してもらうことが条件になっている。
- 2番**（篠原峰子君）94ページの住民票等コンビニ交付事業について、昨年度の交付状況と、今後、住民票以外に何かコンビニ交付の展開を考えているのかについて教えてほしい。
- 市民課長**（大川雄司君）住民票等コンビニ交付については、今、住民票のほか、印鑑証明、戸籍の謄本、抄本などを対象にして行っている。状況としては、9月までは1か月当たり300人程度の利用で推移していたが、10月に手数料を100円引き下げ、この影響か、10月が420人、11月が458人と増加し、今年に入り1月に540人、2月は664人というふうに右肩上がりでの利用が大変進んでいる。マイナンバーカードを交付する際に窓口で使い道としてコンビニ交付を紹介したり、庁舎または出張所等にポスターを貼り、周知を図っている。それが浸透していった結果かと思う。今後も、種別については、またいろいろな税証明等があるが、この状況を見て関係課とも、また、ほかの市町の状況を重ねながら、より利便性についてどうあるべきかを考えていきたいと考えている。
- 2番**（篠原峰子君）私も使ったことはあるが、すごく便利だと思う。また、この交付の種類についても増やしていけるといいと思う。
- 3番**（井戸清司君）58ページからの総務費の総務管理費の一般管理費の中で、機構改革によって、この辺の項目が大分変わってきて動いてしまっているのので、探したが分からないところがある。まず、58ページの事業1の人件費は減額になっているが、これは令和4年度の退職手当の3億3,400万円が皆減になったということで、この部分で減っていることは分かる。次の一般管理費が、令和4年度の予算だと1億1,591万6,000円である。会計年度任

用職員報酬が、今年度114万6,000円になっているが、前年度は2,139万3,000円あった。ページを1枚めくって、秘書事務経費と人事管理費がぐちゃぐちゃになっていて、安全衛生費とかが混じり込んでいるのでよく分からない。この辺の人件費や会計年度任用職員の報酬はどこに行っているのか。

○**秘書課長**（小川真弘君）会計年度任用職員の報酬については、各課の款項目、予算に振り分けである。昨年までは秘書課のほうで持っていた。あとは、機構改革で来年度は今の秘書課が職員課と秘書広報課に分かれるので、運用面の部分があり、初年度になって入り繰りが確かに分かりにくくなってはいるが、来年度以降の予算、政策を見据えた中での分けという形をとった。

○**財政課長**（木村光男君）補足で説明する。これまで一般経費には庶務課と秘書課の予算があったが、今回、機構改革に伴い、一般経費は全て庶務課、それから、秘書事務費として秘書広報課、人事管理費として職員課に振り分けた。これまでの一般経費が、残った一般経費と秘書事務経費、それから人事管理費に振り分けられた。人事管理費には研修経費と安全衛生事業が新たに加わっている。

金額的な面は、入り繰りがいろいろあり、整理表をつくっていないので申し訳ないが、ただ、全体としては、先ほど秘書課長から答弁があったとおり、会計年度任用職員に関わるものを庁内全課に、社会保険料等も含めて振り分けたことから、全体としては3,000万円強の減額になっている。

○**6番**（石島茂雄君）82ページ、無料法律相談委託料と税務相談委託料であるが、相談内容とか件数の推移、これによって例えば解決に向かった方の内容とか、あと、逆に、相談に来るといことは市政でも反映できることがあるのではないかと思う。そういったことと、今、コロナとかいろいろなことに即して何か特化したような相談事があるかどうか伺う。

○**市民課長**（大川雄司君）この委託料である法律相談については、地元の弁護士にそれぞれ3名、そして熱海にお住まいの方1名に委託をしているものである。

相談内容については、相続であるとか、近隣のもめごとということが多くなっている。ただ、私どものところに報告が来るのはテーマ的なものであって、実際それについてどのようなことをという細かい報告は来ていない。それはまた相談者との間の守秘義務の話でやっている。実際のところ、解決した話についても、そういう点から報告はされていない。

先ほどの市民相談事業の件数は、令和4年12月までで、法律相談で190件、税務相談で22件、法律相談は例年200件程度、税務相談も令和3年、2年と22件ずつであるので、推移については特段大きなところはない。

また、コロナ関係でとの話があったが、記憶の中になってしまうが、ゼロではなかったかとは思いますが、目立つような相談では、特段見当たらなかった。

- **5番**（重岡秀子君） それでは、事項別の57、58ページのところで、先ほど市民相談室の弁護士料が出されたが、このページにも顧問弁護士謝礼と、下の12節の委託料のほうで法律相談委託料が弁護士のものだと思う。本市は昨年、公益通報制度も新たにつくって、そこに弁護士もお願いしていると言うが、それは相談がなければ支払わないのか。今の市民相談とは違うと思うので、こちらの弁護士謝礼の中身について伺う。
- **秘書課長**（小川真弘君） 今委員が言われたものは公益通報の外部窓口の弁護士に支払う手数料であると思う。これは62ページの人事管理費の11節、役務費の手数料161万9,000円の中に含まれている。内訳としては、通報の受付の手数料1回1万円を4回分、さらに調査が必要な部分については10万円掛ける2回分で、24万円を見込んでいて、特にそういう通報がなければ支払わないというような形で弁護士とは話している。
- **5番**（重岡秀子君） 64ページ、先ほど篠原委員からSDGsの補助金の話が出たが、答弁で25件の実績があるとのことである。こういう補助金のSDGsというものは、非常に幅広い概念であるので、事業目的が曖昧になると言うのであれば、やはりちゃんとこのような事業を新しくつくったということで、しっかり成果を出すことも必要ではないか。この25件は主にどのような活動に出されているのか。
- **企画課長**（菊地貴臣君） 例えば海岸をきれいにする作業とか、自然との触れ合いを目的としたワークショップを行ったり、あとは子育て支援の一環としての事業とか、様々な分野の活動になるので、なかなか一概に言えないが、そのような事業が行われている。
- **5番**（重岡秀子君） 分かった。誰も取り残さないとかいう目標もあるので、環境問題だけではなくて、自然を大事にしようとか、温暖化対策とか、福祉とか、いろいろなことがある。例えば子育て支援などであると、SDGsとどう絡んだ内容であるのか。
- **企画課長**（菊地貴臣君） 例えばSDGsについて子供たちと一緒に絵本で学ぶ取組とか、それを分かりやすく絵本で伝えるような事業をしている団体もある。
- **5番**（重岡秀子君） 先ほど啓発事業で4件ぐらいあったとのこと、啓発事業というのは大事である。SDGsそのものがまだなかなか市民に浸透していないので、非常によいと思う。今後この公表というか、こんなことをやっている、SDGsを進めようというような、何かそういうホームページでお知らせするとか、報告のようなものを出していくと、これが広がっていくのではないか。その辺の検討はないか。団体に出して、報告書をもっておしまいという感じか。
- **企画課長**（菊地貴臣君） こちらの事業についても、随時ではないが、年度を終了後、まとめて、こういう事業について、この補助金を使って実施したということをお知らせする予定である。そのことによってこの事業の周知もつながっていくものと考えている。

○5番（重岡秀子君）新しくというか、昨年度からであるが、健康保養地とかいうものも、長くやっている間にいろいろな要素が混ざって、なかなか性格が不明確になるようなこともある。この事業を実のあるものにしてほしい。

それから、68ページの国際交流推進の中で、曖昧ということではないが、アゼルバイジャンとの関係が、この間ずっとどうなってきたかが分からない。アゼルバイジャンの学生を受け入れるような説明があった。その辺を説明されたい。

○秘書課長（小川真弘君）国際交流協会の推進事業の中に、アゼルバイジャンとの交流事業とのことで30万円ほど見込んでいる。ただ、こここのところのウクライナ情勢もあって、なかなか受入れのほうは、令和5年度は難しいのではないかとこのことで進んでいる。ただ、アゼルバイジャンからこちらに受け入れる分については、伊東マターであり、それは来ていただければ歓迎するというか、そういう交流事業をしようとのことで、関係の方々とは話をしている。ただ、行くことは少し難しいかなというような状況である。

○5番（重岡秀子君）そうすると、私も勉強不足というか、この間、アゼルバイジャンとの交流は、コロナ禍であまり進んでいないとのことであるが、直近では何年ぐらいに、どんなことをやったのか。

○秘書課長（小川真弘君）ちょっと定かではないが、コロナ禍前については、市民がアゼルバイジャンを訪れたりしているとの話は聞いている。また、コロナ禍になってからは、外務省の担当とも、何かやっついこうというような話はあったが、なかなかできないで、これまでになっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。市民サイドでの交流を強めていく、そこに補助を出すのか、それとも、友好都市とかになっているわけではないので、やはりこの辺はちゃんとした位置づけをしていく必要があるのではないかと。私も議員になったばかりのときに、友好都市には訪問して、それは非常によい思いというか、そこから学ぶものがいっぱいあった。その辺を少し整理していかなければいけないのではないかと。それはよろしく願います。

あと、74ページで、先ほども少し説明があったが、3年分のサテライトオフィスとかコワーキングスペースというものは、令和3年、4年を見て、あと5年を見ると、大体同じぐらいの二百何十万円がサテライトオフィスとかコワーキングスペースとか、そういう3種類ぐらいに使われているが、今までの効果というか、どういう事業がされてきたかが意外に分からない。どこの場所にそういうものができて、どのような利用がされているかが分からない。決算をちゃんと見ていないので申し訳ない。3年間続けてあるが、その成果、経過を教えてください。

○企画課長（菊地貴臣君）サテライトオフィス等推進事業補助金の過去の成果になると思う。平成30年度から令和2年度にかけて、ある法人に対して補助をしており、それについては銀座

元町のほうにオフィスを構えて、総務、財務や不動産管理を行っている企業であるが、そちらに補助をしている。

令和2年度については、インターネットサイトでのEC販売を行う企業に対して補助を行い、天城高原のほうにオフィスを構えていただいている。こちらについては2年度目、3年度目の補助は要らないとのことで、単年度の補助となっている。あと、直接の整備ではないが、視察事業として市内のサテライトオフィス等を視察していただくような事業がある。そちらについては令和3年度に1社に利用いただいている。

○5番（重岡秀子君）そうすると、補助を出しているが、その結果、それがどのように、移住と言わなくても交流、他のまちから来るとかいうことで、どれぐらいそれが活用されているかというところでは、天城高原のほうは、その後、要らないとのことで、自分たちでやるとのことであろうが、何か成果としてというか、その辺は分かるか。

○企画課長（菊地貴臣君）地域との交流と言うよりは、こちらのほうにオフィスを構えていただくとのことで、一部雇用の創出とか、そのような経済的な面での効果はあったものと捉えている。

○5番（重岡秀子君）あと、コワーキングスペースのほうも、ここ3年間ぐらい出ている。新図書館の中にも、コワーキングスペースもつくるとのこと、この間、私たちが視察に行った尾道のホテルにもこういうビジネスマンが利用できる部屋があったりした。この辺も3年間予算がついているが、どういう成果、効果というか、事業がされているか。

○企画課長（菊地貴臣君）こちらの事業は令和3年度からの事業である。令和3年度においては1か所に対してその整備の補助をしている。令和4年度については先ほど答弁したとおり、予算を活用して2か所となっている。令和3年度の1か所と令和4年度の1か所分については、コワーキングスペースという面もあるが、既に交流拠点として幅広い方に活用していただいているし、私も伺ったが、かなり活発に活動されているとは考えている。令和4年度のもう1件については、まだ整備中で、年度末までには整備が終わるとは聞いている。

○5番（重岡秀子君）76ページの移住定住のほうで、付け加えて聞きたい。まず、お試し移住であるが、それによって移住されてきた方もある、成果が上がっているとのことである。先日の一般質問でも紹介されたように、まちが借り上げて、お試し移住のための施設を用意しているまちもあるが、私は、本市にはそういう泊まる場所もあるし、一々市が用意しなくても活用できるのではないかとは思ったが、上限3,000円で10日までという補助金が出る。これで来られた方はどういうところを利用しているのか。

○企画課長（菊地貴臣君）宿泊した施設のことのお尋ねかと思うが、かなり多種多様な施設に泊まっていて、割と安価なところに泊まる方が多いかと思う。民宿というよりは旅館とか、ホテ

ルでも割とペンションとか、リーズナブルなところに泊まる方が多いと捉えている。

○5番（重岡秀子君）分かった。伊東は温泉も味わってもらいながら、移住を考えて、まちを歩いてもらったりすることが必要であると思う。私の主婦的な考えていくと、旅館で料理を出してもらいより、例えば貸し別荘などで、本当に近くのスーパーへ行って買物をして、ちょっと住んでみるなどというほうが、このまちの様子が分かるのではないかと、上げ膳据え膳でいるよりはというような感じもある。例えば貸し別荘なども結構ある。城ヶ崎のほうなどは、本当に夏休みなどにはいっぱいになってしまう。こんなところがあるというような紹介もあるとよいのではないかと。その辺の考えはないか。

○企画課長（菊地貴臣君）現状、この制度は旅館業法に規定する施設、住宅宿泊事業法に基づく届出がされている施設に限定されているので、皆さん御自身で探してこられて、こちらで移住のためにいろいろ見て回りたいが、こちらの施設に泊まった上でやりたいというような相談となっている。この辺の宿泊施設に限定したのは、先ほど委員も言われたように、本市の産業特性を生かす形でのお試し移住ということで考えているので、現状しばらくこのまま進めていきたい。

○5番（重岡秀子君）分かった。あと、やはり移住と住居、移住してきたときに、どのような空き家があるとか、どのような住むところがあるのか、それによっても移住を決める方が多いと思う。空き家対策とか不動産の関係で、よい物件があるかどうかは非常に大きな問題ではないか。今回、新しく家を建てたり中古住宅を購入する場合に、利子補給ができたことはよいことであると思うが、今、中古住宅が不十分で、なかなかよいものがないとの不動産屋の話もある中で、やはり空き家をちゃんと確保していくことは重要である。まだNPOができていないので、なかなか市のほうでそれをやることは難しいと思うが、市内で例えば相続が無理なところを買い取って、中には市にあげたいなどということもあるので、そのような物件を安くリフォームして、若い移住者に安く提供するような仕事ができないかと考えている方も少しあり、よい方向であると思う。

また、個人的に、そういうことであっても、このリフォームのための資金などは、相談の上だと思うが、そういうところにも使えるように、個人で物件を押さえて、それをリフォームして、それを移住者に安く提供するような、もしそういう動きがあったら、相談の上だと思うが、そういうところにもこの資金は使えるだろうか。

○企画課長（菊地貴臣君）現在想定している住宅資金貸付金の利子補給制度であるが、市内の金融機関が移住促進を目的に融資する住宅ローンということを対象にしようと思っているので、今言われたようなものについては対象にならないかと思う。また、委員が言われたことについて、どういう形で市として支援できるかについては、引き続き研究してまいりたい。

○5番（重岡秀子君）申し訳ない、利子ではなくて、空き家改修支援のほうであった。では、分かった、その辺もまだ定かではないので。

やはり空き家が足りないとのことで、今回これはここの管轄ではないが、建築住宅課のほうで、県が主催する空き家相談会に初めて取り組む、分担金が7万5,000円とのことで、その3にもなかつたし説明もなかつたが、新しい取組がある中で、ここではないが、それとの連携は移住促進のほうで重要であると思う。そこに相談に来る方は空き家を持っているというか、これから自分の家をどうしようか、相続もなかなかできないとか、売りたいけれども、どうしたらよいかとか、そういう方が対象で、県がやってくれる相談会であると思う。ぜひ縦割りではなくて、企画のほうでも連携してやれたらよいと思う。その辺の考えはあるか。

○企画課長（菊地貴臣君）例えば移住してこられる方が、どういう物件があるか、市内の不動産事業者の様子も分からないので、ちょっと不安だというようなお声は聞いており、その部分については別の現地ナビゲート事業のほうで、NPO法人の方が一緒に付き添って、例えば不動産事業者を回るとか、市内の公共施設を回るとかいう形も取っているので、流通に乗っている不動産を移住希望者にどのように知っていただくかというツールの1つとしては、現地ナビゲート事業を利用していただくことによって、ある程度解消できるのではないかと考えている。

○5番（重岡秀子君）分かった。移住推進の上で、空き家バンクをどうするのかとか、空き家をうまく活用していく、市ではできない、廃屋ではない、けど不動産屋も扱わないような中間の、私たちはこの間、視察で空き家対策事業を行っているNPOを尾道まで見に行ってきたが、そういうものがあるといいねという中で、この物件を持っている人が、いろいろ、そこには司法書士が来たり、宅建の関係が来たりして、相談に乗ってくれるということで、それは建築住宅課にお願いしてしまうのか、全体のこういう企画などでもバックアップするのか、ちょっとその辺が……。

相談会の話である。その空き家を持っている人が有効利用しようと言って、相談会を県が主催してくれるので、やはり予算は建築住宅課のほうかもしれないが、空き家バンクなどは非常に要望が出ている中で、もうちょっと連携して、こういうことに取り組む必要があるのではないか。情報もいろいろ入ると思う。

○建設部長（石井裕介君）空き家等対策の関係であると、建設部の建築住宅課で所管しており、委員が指摘された負担金については、県がやる事業について、本市の建築住宅課の予算で負担していくことになる。

そして、建築住宅課で抱えている空き家等の対策であるが、基本的には適正な維持管理が基本であるが、利活用の促進も含めている。そして、計画を定めているが、その計画を推進するに当たっては全庁的な協力の下で進めていくことになるので、相談会の中で、また利活用でき

るようなものとか、企画課が進めている事業と関連するものであれば、こちらからも企画課に声かけもするし、逆に庁内各課からも建築住宅課に連絡が入るような状況で、庁内の連絡については密にして進めていくこととしている。

○6番（石島茂雄君）今、移住定住促進事業のことが出たので、私も一般質問をしたので、ちょっと確認したい。お試し移住のすみ分けである。完全に観光目的で申し込むことになってしまう可能性もあるが、例えば伊東の土地に直接触れられることを考えて、今度、十分に新しい総合レジャー施設ができる。その中にグランピングがある。シャボテン公園にもある。ぐらんぱる公園の前にもかなり大きなものがあるが、そういうものに対するお試し移住の支援は入るか。

○企画課長（菊地貴臣君）お試し移住の支援事業補助金の補助対象者であるが、伊東市に移住相談を行うことが前提である。その方が住まい探しとか仕事探し、移住に関する相談、生活環境の確認等を目的に来られることが前提になっているので、事前に書類も出していただいた上で、市もしくはNPO法人等のほうで相談を行った上で事業を利用していただくというスキームになっている。

○6番（石島茂雄君）質問の仕方がちょっとあれで申し訳なかったが、ちょっと幅広く入れて、胸襟を開いて対処していただきたいとも思う。

もう1点、74ページのサテライトオフィスで、コワーキングスペース整備事業があるが、このサテライトオフィスとコワーキングスペースは、簡単に日本語的に説明するとどうなるか。

○企画課長（菊地貴臣君）サテライトオフィス等の定義であるが、本市に事業所を設置していない事業者が、設置する本社機能を本市に移していただくようなイメージで、それをサテライトオフィスでやっていただくような、企業の分社というか、そのようなものがサテライトオフィスである。コワーキングスペースは、多様な働き方に対応して、労働者がIT、ICTとかを活用して行う会社の外での勤務を行うようなスペースとなっている。

○6番（石島茂雄君）できれば、理解がなかなか、ぱっと見ると、もう理解できなくて素通りしてしまう方もいると思うので、私はなるべく日本語的な表記にしていきたい。意見である。

○委員長（杉本一彦君）昼食のため午後1時まで休憩する。

正 午 休憩

午後 1時 再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（重岡秀子君）その3の20ページで、税金の徴収費であるが、市内経済がなかなか厳しい中で、いろいろ緩やかに待ってもらえたものも、もらえなくなったりして、徴収も厳しくな

ってきているのではないかと思うが、静岡県地方税滞納整理機構負担金は、結構大変な悪質なものを任せていくということだと思うが、この辺の状況はどうか。昨年と比べて予算の組み方はどのような考えか。

- 総務部長**（浜野義則君） 静岡地方税滞納整理機構負担金の予算の積算の仕方については、記載のとおり、基本負担金、これは各市町同じ金額の10万円、徴収実績割は前々年度の機構における徴収実績額に10%となるので、令和3年度に1,386万7,000円ほど機構において滞納税を徴収していただいて、その10%で138万6,000円、処理件数割は1件11万円の処理件数を30件移管している。移管件数についてはずっと30件であり、滞納整理機構に対する移管がこのところ大きく変わったということはない。昨年の負担額は410万円であるので、ほぼ同じぐらいの水準で推移している。
- 5番**（重岡秀子君） 不祥事があったということで、そのことを深く聞くわけではないが、私が知る限りでは、税金を滞納して、相談に来なかつたりすると差押えが行われるということで、かつて私が知人から聞いたのだと、年金を下ろそうと思って銀行へ行ったら差押えられてしまっていたということがあった。公式の場所ではないかもしれないが、国から差押えについては、コロナ禍の経済状態が大変なので、少し緩やかにというか、そういう通達が来ているような話も聞いたことがあるが、その辺はどうか。
- 総務部長**（浜野義則君） 国からのコロナ禍における対策としては、徴収猶予、申請していただいて、本来差押えになるものを猶予するとか、制度によって若干徴收件数というか、本来差し押さえるべき件数が若干少なくなったということはあると思うが、それを除くと、滞納があつて、督促状を発送して、財産調査をしてというところで、同じようにやっている。当然相談に来る方はいるので、その中で、相談に乗って納付を進めていく、あるいは条件が合えば猶予することはあつたと思う。
- 5番**（重岡秀子君） はっきり公開できなければ結構であるが、差押えの件数の統計はあるか。額ではなくても、件数で結構である。去年と今年はどうか。
- 総務部長**（浜野義則君） 今年の差押えの件数は年度途中であるので把握していないが、令和3年度差押えの件数が922件、令和2年度が804件、令和元年度が1,553件、平成30年度が2,210件で、差押えの件数は減っている。コロナ禍もあるかもしれないが、そもそも滞納整理が進んだ関係で、差押えするものがなくなっていることも差押えの件数の減はあるかと思う。
- 5番**（重岡秀子君） 私もそういう場にいたこともあるが、長く滞納して、少しけじめをつけてやらせなければしょうがないという部分もある。差押えをする基準は難しいと思うが、納める相談、分割するとか、基本的に小まめに窓口へ来れば、差押えにはならないと思う。どうして

もこれはやるという幾つかの基準でやっているのか、ケース・バイ・ケースなのか。

- 総務部長**（浜野義則君）差押えに関しては法に基づいてやっている。相談に来ていただいてというのものもあるが、基本的には財産調査をしたり、収入調査とか、差し押さえるものがあるのか、納付できるかできないか、もし財産も収入もなければ、滞納処分の執行停止をかけて不能欠損することになる。その点は基準というか、法に基づいてやっている。
- 5番**（重岡秀子君）一般的に市民から見ると、貯金がない世帯がかなりあり、全国の統計でも3軒に1軒ぐらいは、通帳はあるが、1か月たつと残っていかない、お金を回しているだけというのが相当ある。伊東市内も非課税世帯が多いので、蓄えがないというところが多いと思う。年金を下ろそうと思ったら全額差押えられたので、暮らしていけないという話も前に聞いたことがあるが、そういう場合は年金を押さえてもその人が暮らしていけるだろうという見込みで役所は考えているのか、最低生活はやっていけるという見込みでやっているのか、その辺はどうか。
- 総務部長**（浜野義則君）差押えに関しては預貯金があれば債権の差押えはする。収入に関しては、国税徴収法の中で差押え禁止額が決まっているので、年金なら年金で、ほかの収入があればほかの収入、世帯構成もあるが、その世帯が生活していける金額があり、それ以上は押さえてはいけないという決まりになっているので、その範囲内でやっている。委員がおっしゃる件は具体的なことが分からないので何とも言えないが、むやみやたらに生活ができなくなるほど差押えしている状況はない。
- 5番**（重岡秀子君）多分押さえられた人は、別のその人が生活していけるだろうという、役所のほうで資料があったのではないかと思う。この前、差し押さえられた現金が着服されたことがあったが、このことについて深く聞くつもりはない。銀行で年金、貯金が押さえられて、お金の流れを聞きたい。現金を職員が扱うのはあまりないのではないかと思うが、その辺の仕組みをお聞きしたい。
- 総務部長**（浜野義則君）今回の税金の横領については、金融機関の口座を差し押さえて、その現金を金融機関に取りにいったときに、それを着服してしまった。金融機関によるが、窓口を介さないで、直接市の口座に振り込まれるケースがあるので、それは横領しようがないが、一部の金融機関のやり方で、現金でやり取りすることがあり、今回そこで横領してしまったことになる。一人で行っているところに問題があったので、案件があった後に、2人で行くように対策を取り、現金を収入したことについても必ず課長職が確認するという、再発防止策もしているので、今後、そのようなことがないように徹底していきたい。
- 5番**（重岡秀子君）現金で下ろしに行くことがないのではないかと思ったので、市役所の口座に差し押さえたのは、入れられるのではないかと思っていたので、その辺だけ聞きたかった。

個人の責任なのかもしれないが、大変な中で、差し押さえたお金も市民にとってはつらいものだと思うので、そういう気持ちを職員の方が持って税金を扱っていただきたい。これだけ経済的に大変な中で、このことは懐状態を役所は分かってくれないのではないかという気持ちを持たれるとまずいと思ったので、私たちもそうであるが、生涯賃金の問題があって、それも自己責任といえ自己責任かもしれないが、電気代も1か月滞納したら切られるという状況の中で、市民のことも分かって仕事をやっていただきたい。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は121ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費、第2項清掃費のうち第5目地域污水处理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は159ページからになる。発言を許す。

○3番（井戸清司君）事項別明細書164ページの中で、委託料、指定袋製造運搬委託料が前年度より大幅に2,350万円ぐらい上がっているが、製造に係る部分が上がっているのか。入札か何かで業者を決めているのか、その辺のやり方を教えてもらいたい。

○環境課長（佐藤文彦君）増額の要因は、原油価格等物価高騰による製造運搬の単価の増が主な要因である。令和5年度は600万枚の枚数を予定している。

○3番（井戸清司君）前年度よりも枚数は多いのか少ないのか。

○環境課長（佐藤文彦君）実績で、令和3年度が570万枚、令和4年度が580万枚、例年、予算としては600万枚程度を見越して積算している。

○3番（井戸清司君）入札でやるのか。

○環境課長（佐藤文彦君）指名競争入札でやっている。

○3番（井戸清司君）中国だったと思うが、これだけ上がって、中国の経済はどういう状況か分からないが、国内のメーカーの入札はあるのか。

○環境課長（佐藤文彦君）現在委託している業者は海外、ベトナムで製造しているのと、国内にも工場を持っていると聞いている。ほとんどが海外でやっているの、流通コスト、原油高で高騰している。ほかのところについても、海外だけとか、国内を持っているところもあるので、一番低いところに入札で決定している。

- **3番**（井戸清司君）清掃用自動車はパッカー車ということでよいか。
- **環境課長**（佐藤文彦君）内訳は、パッカー車1台と軽トラックを1台予定している。計2台である。
- **3番**（井戸清司君）補正で焼却灰溶融固化を聞いたが、令和4年度は令和3年度より結構低めの予算になっている。今年度は1億6,800万円を見ているが、灰が増えたから補正を組んでいるが、実際に処理費は上がっているのか。
- **環境課長**（佐藤文彦君）実際に処理単価も上がっており、令和5年度も灰の1トン当たり3,850円程度増額している。
- **3番**（井戸清司君）1トン当たり3,850円値上がりしていて、新年度の予算で足りるのか。
- **環境課長**（佐藤文彦君）新年度の令和5年度は、約3,000トンで計上している。令和4年度についても、当初約3,000トンで組んでいる。可燃ごみが増えれば焼却灰も増えるので、市民の意識を啓発し、ごみの減量化に努めて、焼却灰の発生量を抑えていきたい。
- **3番**（井戸清司君）令和4年度あたりもコロナで半分駄目だったとして、半分こういうふうになっていることからすると、令和5年度からしてみれば、スタートからある程度観光客とかそういう需要が見込まれる中で、処理単価も上がり、トン数も極端な話、令和4年度も3,000トンを見ている、令和5年度も3,000トン見ているのであれば、例えば1割アップの3,300トンぐらいで予算を見ていかなければいけないのではないかと思うが、この辺はどうか。
- **環境課長**（佐藤文彦君）予算の有効的な活用という観点からも、当初はやってみて、減量の啓発をして、それでも増えてしまったときには、12月なり3月に補正予算を組む形をお願いしていきたい。最初から増加を見越んで計上していくのも一つの手段だと思うが、努力も併せて減量化に努めていきたい。
- **5番**（重岡秀子君）170ページの焼却炉整備事業で、毎回同じような質疑で申し訳ないが、この間ずっと毎年7,000万円台の焼却炉の修繕料がかかっている。これはほとんど同じ予算であるが、計画的にこの程度のあれをやっているのか、本当に修繕がそこで必要になるのか、ある程度修繕費を抑えながら、ならしてやっているのか。
- **環境課長**（佐藤文彦君）焼却炉整備事業の工事請負費に関しては、長く焼却炉を使っていくには、毎年、長寿命化、7,000万円程度の経費が必要で、それぞれの機械、受入れ施設、焼却炉本体、ガスを冷却する機械、様々な機械があるので、その辺、優先順位をつけてやっていく、それが毎年7,000万円という形で理解いただきたい。
- **5番**（重岡秀子君）その下の車庫の管理費で、特別な予算はないが、馬場町の車庫だと思うが、大分前にここがかなり老朽化しているということで、新しい車庫を建設するというので、土

地も買ったりした経緯がある中で、老朽化に対してどのような見通しを持っているのか、どこかへ移転するとか、そういうことも検討しているのか、その辺の計画は全くないのか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）馬場町の車庫については、委員おっしゃるとおり、老朽化が進んでいる。修繕で不具合のところについては対応している。車庫の移転等については、現在、どこに移転するか等の具体的に計画等はないが、老朽化から移転の必要性は承知している。今後も引き続き検討していきたい。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は245ページからになる。発言を許す。

○**6番**（石島茂雄君）第1目県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金のヘリコプターの出動回数はどういう推移をたどっているか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）防災ヘリコプターは県でやっており、何回飛行したかという数字を持ち合わせていない。

○**3番**（井戸清司君）248ページ、常備消防費の中の18節負担金補助及び交付金、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金と消防団員福祉共済掛金、この2つが新規であるが、この部分はもともと運営交付金から出していたのか。

○**危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）公務災害の共済掛金は今までも市から直接支払われていた。消防団の福祉共済事業で、福祉共済掛金が消防団の運営交付金から支払われていたが、こちらは任意の保険であるが、県内の自治体のほとんどがこの保険に加入しており、半強制的な部分もあり、それを運営交付金から負担していただいていたのが、それよりも公費として市から直接支払うほうがいいのではないかとということで、市から直接払う形に変え、運営交付金のほうはそのまま現状維持にしている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は305ページ及び306ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は307ページ及び308ペー

ジになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は309ページ及び310ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）市税は大綱質疑でもかなり質疑があったので大体の状況は分かったが、個人市民税が2,393万3,000円の減額計上で、これは、景気は上向いているが、給与が伴わないからではないかという想定で説明がされたが、その根拠になる数字があれば教えていただきたい。法人のほうは、説明の中で、均等割というか、法人の数は少し増えているのではないかということで、市税の概要を見ると、法人の類別もしてあるので、傾向として法人の数が増えているなら、規模でも業種でもいいが、そういう傾向があるのではないかみたいなのが分かれば教えていただきたい。

○課税課長（小川直克君）個人市民税の積算根拠についてであるが、国の方の地方税の見込みにおいても、個人市民税については収入が伸びるといって、国全体では増加が見込まれている。ただ、総務省の通達にもあるが、各地域において勘案して積算するようにとの指示がある。令和3年と令和4年を比較すると、全体的に賃金が伸びていないといつか、給与所得自体の金額が伸びていないのが現実であった。大綱質疑で市長から答弁したとおり、給与所得自体では、若干の上向きがあるので、雇用全体については一定の安定した状態にあると考えているが、賃金を払うという形については、令和4年については、まだ賃金が上がっていく状態ではなかったと判断している。令和4年の所得について、確定申告等で申告が行われているので、その結果を待ってという形になるが、見込みとしては今申し上げたとおりである。

法人市民税であるが、令和3年には法人市民税の納税義務者数が2,555あった。令和4年になって2,694であり、増加傾向にあるということである。こちらについては、コロナが終わり、起業する方が増えてきたり、事業所として本市に開業する事業所が増えてきていると考えている。具体的に言うと、法人市民税が5万円の、小規模な事業所が相対的に増えている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて一括質疑を行う。事項別明細書は9ページからになる。発言を許す。

○3番（井戸清司君）20ページ、農林水産業使用料の漁港占用料、伊東市漁港管理条例、17万6,000円、これは今までなかったと思うが、どういったものなのか。

○観光経済部長（西川豪紀君）各漁港の電柱等、施設の使用に関する占用料である。

○3番（井戸清司君）今まであったのか。

○観光経済部長（西川豪紀君）資料がないので、後ほど回答する。

○3番（井戸清司君）2節海岸占用料が前年度2万1,000円だったのが今年度は96万4,000円になっているが、上がっている要因は何か。

○観光経済部長（西川豪紀君）宇佐美の漁港海岸に育てる漁業の試験的利用ということで、伊東漁港のほうから占用の許可が出て、そちらにそういった試験的施設を建てることで占用料として計上したもので、令和5年度に新たに発生した。

○3番（井戸清司君）同じページで、教育使用料の幼稚園保育料、伊東市立幼稚園一時預かり事業利用料、29万4,000円ぐらいマイナスになっているが、一時預かり事業は実際に人数は増えていないのか。

○教育委員会事務局教育部長（岸弘美君）幼稚園一時預かり事業については、委員指摘のとおり利用者は増えている。就労を理由として利用する園児については保育料無償化の対象となるが、その無償化対象となる利用者が増えているため、減額計上とした。

○5番（重岡秀子君）49ページ、臨時財政対策債であるが、これは地方交付税なども令和4年度は増える中で、臨時財政対策債は国のほうであまり発行するなというか、発行抑制の指示も来ているとの話を前に説明を受けた。その基準のようなものは示されているのか、それは各自自治体の考えでということなのか、何か基準があるのかなのか教えてほしい。

○財政課長（木村光男君）臨時財政対策債については地方交付税、普通交付税の算定において、基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ算定して、その差引きが交付税として交付される中で、これまで国の方が交付税財源に不足があることから、需要額の一部を地方債の借入れにおいて賄う振替措置を取ってきている。その振替に当たって、基準があると言うよりは、毎年の算定の中で、国の財源不足が幾らになるかを全自治体で案分して割る形になっている。令和5年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債の発行可能額総額が対前年度比7,859億円、44.1%減で、これまで1兆円を超えていたが、1兆円を切って9,946億円が臨時財政対策債の発行可能額として国が見る形になっていて、そのうち市町村分としては、対前年度43.9%減の4,635億円である。ちなみに令和4年度はこの数字が8,261億円

であったので、ほぼ半減した。したがって、本市において来年度の借入額の見込みとして1億9,000万円ほどを見込んだが、これは、令和4年度の発行可能額が3億9,259万3,000円であったため、それに地財対策の率を掛けると、大体2億2,000万円程度になるが、あまり過大な計上をして実際に借りられなくなつては困るとのことで、調整の意味も込めて、そこからさらに3,000万円ほど減額して1億9,000万円にしたという状況である。

○3番（井戸清司君）26ページ、国庫補助金のうち民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の一番下の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金が入っているが、これはたしか令和4年度は戸籍住民基本台帳費の補助金で科目計上されていたと思う。これは科目変更でこっちになっているのか。また、社会福祉費補助金と児童福祉費補助金の両方に児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、補助率2分の1と同じ科目があるが、この違いが何か教えてほしい。

○財政課長（木村光男君）1番目の質疑の社会福祉費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金であるが、これは福祉部門におけるマイナンバー連携でのシステム改修に係る補助金になっていて、充て先が民生費だったことからここに上がっていると思われる。細かい費目が何であったか覚えていない。これまでは市民課のシステムの改修などは当然、総務費で計上していたが、次年度は市民課の部分におけるシステムの改修がないことから、民生費のほうでの計上になっている。

社会福祉費補助金と児童福祉費補助金のうち、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金が計上されているとのことであるが、社会福祉課の事業としてDV対策がある。子育て支援課においては児童虐待等の対策があることから、多分それぞれ所管課において分けたものと思う。今、手元に積算資料がないので、申し訳ないが、たしかそうであったと思うので、その辺でご承知おきいただきたい。

○健康福祉部長（松下義己君）ただいま財政課長から話があった社会福祉課のほうであると、婦人相談事業のDV対策としても、この補助金を受けている。子育て支援課のほうでは、子供の関係のほうの虐待防止事業で受けている。

○3番（井戸清司君）事業自体が課をまたがっているので、別の事業であるとのこと1個ずつついていると理解すればよいと分かった。

36ページ、消防費県補助金、地震・津波対策等減災交付金が1,000万円程度増額になっているが、この要因を教えてほしい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）地震・津波対策等減災交付金の増額の理由とのことであるが、次年度、予防伐採に係る事業費が、令和4年度1,500万円だったところ、令和5年度が3,500万円に増額になっており、その2分の1が補助として入ってくるので、その分が増額になっている。

- 3番（井戸清司君）予防伐採事業は消防費の部分か。土木費ではないか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）確かに土木費で行う事業であるが、災害対策になるとのことで、この地震・津波対策の交付金のメニューの対象になるとのことで補助金が歳入される。
- 観光経済部長（西川豪紀君）先ほど私の答弁の中で、井戸委員の質疑の中で漁港の海岸占用料ということで、各漁場の電柱の占用料ということで答えたが、勘違いであり、大変申し訳ない。この漁協の占用料については、赤沢漁港区域内の水域の占用料で、占用料をいただいている状況である。
- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳入の質疑を終了し、次に債務負担行為以下、そのほかの予算の定めについて一括質疑を行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第54号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長（杉本一彦君）日程第12、令和5年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 1時43分休憩

午後 1時44分再開

- 委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関すること、2、事務の近

代化、合理化及び能率化に関すること、3、海外各都市との友好親善に関すること、4、特定の重要施策の企画立案など政策推進に関すること、5、戸籍住民記録の整備に関すること、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関すること、7、環境保全、清掃行政に関すること、8、市営霊園に関すること、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること、以上9件の所管事務について令和5年度中継続調査をすることとし、議長に申し入れたい。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

重岡委員は、市議第36号、市議第64号について少数意見を留保するか。

○5番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（杉本一彦君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年3月10日（金）午後1時45分（会議時間2時間34分）

以上の記録を認める。

令和5年3月10日

委員長 杉 本 一 彦